

## 第 3 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年2月13日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

### 出席委員（16名）

2番	高橋	基	3番	渡邊	隆文	4番	立原	清子
8番	一木	克昭	10番	安藏	久男	11番	皆川	重文
12番	浅井	紘一	13番	市村	正司	14番	吉澤	勇
15番	笹沼	恭一	16番	関	成一	18番	伊藤	明美
19番	軍地	美代	20番	高安	幸一	23番	小島	雄一
24番	外岡	健寿						

### 欠席委員（8名）

1番	江橋	健男	5番	今関	征一	6番	深谷	泉
7番	飛田	信広	9番	雨谷	克己	17番	皆川	晃
21番	加倉井	幸夫	22番	大圖	金雄			

### 事務局

事務局 長	横山	英雄	次 長	吉川	正浩
副参事兼次長補佐兼 調査広報係長	岩間	雅徳	農地係 長	谷津	知一
農地係	関	拓也	農地係	塚田	一平
農政係	青木	貴			

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

## 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、委員の皆様全員お揃いでございますので、総会に入りたいと思います。

それでは、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

過日の農業委員会の研修会においては、前日の2月7日、実は北方領土の日だったんですけれども、その日位からせきが出始まりまして、持病として気管支が非常に弱くてせきも止まらなかったので欠席をしてしまいました。誠に申し訳ありませんでした。

本日は、体調が完璧ではないので、もし総会進行中、せき込むことがあるかもしれませんが、そのときはご容赦願いたいと思います。

それから、今日、農業委員の改選が7月にされます。その前に、本日13日から来月16日にわたって、農業委員の応募の受付が始まります。どうぞ皆様も全員揃って応募していただければと思っております。多難な時代ではありますけれども、約3年間、皆様とともに一緒に過ごさせていただきましたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまより第32回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員来ております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

14番、吉澤勇委員、そして18番、伊藤明美委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第32回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が20件，農地法第4条の審議案件が2件，農地法第5条の審議案件が21件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が4件，農地法第4条の届出が1件，農地法第5条の届出が12件，農地法第18条第6項の通知が3件，制限除外の農地の移動届出が2件，農地改良協議が2件，登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして70件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見できませんので，調査の上，代理発言を16番の関成一委員をお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項及び第6項は関連がありますので、まとめて事務局から説明をさせます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので、併せてご説明いたします。第5項、第6項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項及び第8項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第14項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第7項、第8項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第14項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第7項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、経営規模の拡大のため、申請地を借り受け耕作したい旨の申請でございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

第8項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は、営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案書8ページの最下段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第14項の説明でございますが、契約内容は賃貸借でございます。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。太陽光発電パネルの下部での栽培予定作物は榊であります。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたしますが、この案件は小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(小島雄一委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

次に、第11項及び第12項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項と第12項は関連がありますので、併せてご説明いたします。第11項、第12項ともに契約内容は売買であります。受人は、第11項については経営規模拡大のため、また、第12項については、自作地に近接し耕作に便利のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番、渡邊です。7番、飛田委員の代理発言です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番, 渡邊です。7番, 飛田委員の代理発言です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当かと思われるので, ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項は関連がありますので, 併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第14項, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項でございますが, 営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので, まとめてご説明いたします。

第14項でございますが, 契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。借人は営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設置したい旨の申請でございます。

続きまして, 議案書9ページの下から2段目をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項の説明でございますが, 契約内容は使用貸借でございます。借人は令和2年2月に許可を得て再生可能エネルギーの固定価格買取制度により, 営農型太陽光発電設備を設置しておりますが, 引き続き設置したい旨の申請でございます。太陽光発電パネルの下部で栽培作物は榊とキクラゲでございます。

申請地は広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と史料されますが, 営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により, 一時転用として設置できるものとなっております。なお, 一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件は, 6番, 深谷泉委員の担当地区のため, 代理での発言です。調査検討したところ, 法令に照らして許可相当と思われます。ただ, 榊とかキクラゲ, このよう

なものを作っているのですが、深谷委員からの要望で、適切に耕作してほしいということを経験者で言ってくれと言われたので、報告をしておきます。

以上です。

議 長 確認ですが、転用許可に対する意見はいかがでしょう。

浅井委員 許可相当と思われます。

議 長 ただいまいろいろ深谷委員からの要望を浅井委員が聞いたようで、その上で許可相当ということによろしいですね。

浅井委員 はい。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項及び第16項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第18項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させます。

事務局 第15項、第16項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第18項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第15項でございますが、契約内容は使用貸借でございます。借人は経営規模拡大のため申請地を借り受け耕作したい旨の申請でございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

第16項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は営農型太陽光発電設備を設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案書9ページの最下段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第18項の説明でございますが、契約内容は賃貸借でございます。賃借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の

申請でございます。太陽光発電パネルの下部での栽培予定作物はブドウでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この案件につきましては，3地区3委員の担当地区となっております。代表いたしまして24番，外岡が発言いたします。それぞれ調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのご意見でございますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。5番、今関委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるということです。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、河川や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、申請地は令和3年9月27日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。



議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件は，17番，皆川晃委員の代理発言となります。皆川晃委員から，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるということで聞いておりますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，水道・下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に保育所と病院があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件も17番，皆川晃委員の代理発言となっております。皆川晃委員から，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるというお返事をいただいておりますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとのこと。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当とのごことです。皆様ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 池や  
山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料され  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 雑種  
地や原野に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料  
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地  
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。  
なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま  
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いいたし  
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第14項は審議済みであるため，第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項及び第18項は審議済みであるため、第19項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言となります。

同じく調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。



次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、農振農用地区域内にある農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては、今年1月の荒廃農地パトロール・現況調査におきまして、森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状態から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知を、また、法務局等の関係機関に対して非農地通知一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思えます。

浅井委員 12番、浅井です。

1月23日、私と深谷委員、それに青木事務局員で3人でこの農地を調査してきました。この農地は、もう大変な山であります。もう30年以上も何も作っていません。隣がいわゆる山林で、その山林から木々が農地へずっと伸びてきたということで、まさにこれは山林の様相を呈しております。

したがって、この非農地の判断については、非農地が妥当と思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に関委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(関成一委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、農政課、伊澤よりご説明をさせていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず、関委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象の農地につきましては、利用集積計画一覧の6ページの44番でございます。こちらは田で新規設定、期間は11年間、こちら登記面積3,674平方メートルのうち1,837平方メートルの貸借となり、設定者1名、取得者1名でございます。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がござ

いましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、関委員に着席を求めます。

(関成一委員着席)

議 長 続けて、事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が18万5,185平方メートル、うち再設定が4万9,995平方メートル、畑が3万21平方メートル、うち再設定が2,282平方メートル、設定者は74名、取得者は25名、うち再設定の設定者は21名、取得者は9名でございます。利用権設定日は令和5年2月20日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和5年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が1万2,249平方メートル、うち再設定が9,519平方メートル、畑が新規設定のみで933平方メートル。設定者は1名、取得者は6名、うち再設定の設定者は1名、取得者は3名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和5年4月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画につきましては、次のページより記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

(事業担当課退席)

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第32回総会を閉会いたします。  
ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時10分